

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 31 年 3 月 5 日

新潟市長 中原 八一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新津ショッピングセンター

所在地 新潟市秋葉区程島萱ノ中 1865 番地 外

設置者 株式会社原信 代表取締役 原 和彦

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1) 荷さばき施設の位置

(変更前)

| 位置 |
|---------------------------|
| 荷さばき施設 No. (配置図上の No.) |
| 荷さばき施設 a (建物 1 北側) |
| 荷さばき施設 b (建物 7 東側) |
| 荷さばき施設 c (建物 6 北側) |
| 荷さばき施設 d (建物 5 西側) |
| 荷さばき施設 e1 (建物 4 南側) |
| 荷さばき施設 e2 (建物 4 西側) |
| 荷さばき施設 f (建物 3 北側) |
| 荷さばき施設 g (建物 2 北側) |

(変更後)

| 位置 |
|---------------------------|
| 荷さばき施設 No. (配置図上の No.) |
| 荷さばき施設 a (建物 1 北側) |
| 荷さばき施設 b (建物 7 東側) |
| 荷さばき施設 c (建物 6 北側) |
| 荷さばき施設 d (建物 5 北側) |
| 荷さばき施設 e1 (建物 4 南側) |
| 荷さばき施設 e2 (建物 4 西側) |
| 荷さばき施設 f (建物 3 北側) |
| 荷さばき施設 g (建物 2 北側) |

※荷さばき施設の面積に変更はない。

2) 廃棄物等保管施設の位置

(変更前)

| 位置 |
|------------------------------|
| 廃棄物等保管施設 No. (配置図上の No.) |
| 廃棄物等保管施設 a (建物 1 内北側) |
| 廃棄物等保管施設 b (建物 7 内北側) |
| 廃棄物等保管施設 c (建物 6 西側) |
| 廃棄物等保管施設 d (建物 5 内南側) |
| 廃棄物等保管施設 e1 (建物 4 内西側) |
| 廃棄物等保管施設 e2 (建物 4 北側) |
| 廃棄物等保管施設 f (建物 3 内北側) |
| 廃棄物等保管施設 g (建物 2 内北側) |

(変更後)

| 位置 |
|------------------------------|
| 廃棄物等保管施設 No. (配置図上の No.) |
| 廃棄物等保管施設 a (建物 1 内北側) |
| 廃棄物等保管施設 b (建物 7 内北側) |
| 廃棄物等保管施設 c (建物 6 西側) |
| 廃棄物等保管施設 d (建物 5 内南側) |
| 廃棄物等保管施設 e1 (建物 4 内西側) |
| 廃棄物等保管施設 e2 (建物 4 北側) |
| 廃棄物等保管施設 f (建物 3 内北側) |
| 廃棄物等保管施設 g (建物 2 内北側) |

※廃棄物等保管施設の容量に変更はない。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 | 備考 |
|----------------|--------------|--------------|-------------|
| 株式会社原信 | 午前 9 時 00 分 | 午後 12 時 00 分 | 建物 1 |
| 株式会社トップカルチャー | 午前 7 時 00 分 | 午後 11 時 00 分 | 建物 2、3 |
| 株式会社日野屋玩具店 | 午前 10 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 | 建物 4 |
| 株式会社ダイエー通信 | 午前 10 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 | 建物 4 |
| (未定) | — | — | 建物 5 |
| 株式会社ワシントン靴店 | 午前 10 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 | 建物 6 |
| 株式会社星光堂薬局 | 午前 10 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 | 建物 7 |

(変更後)

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 | 備考 |
|-------------------|---------------------|--------------------|-------------|
| 株式会社原信 | 午前 9 時 00 分 | 午後 12 時 00 分 | 建物 1 |
| 株式会社トップカルチャー | 午前 7 時 00 分 | 午後 11 時 00 分 | 建物 2、3 |
| 株式会社日野屋玩具店 | 午前 10 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 | 建物 4 |
| 株式会社ダイエー通信 | 午前 10 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 | 建物 4 |
| 株式会社メガネトップ | 午前 10 時 00 分 | 午後 8 時 00 分 | 建物 5 |
| 株式会社ワシントン靴店 | 午前 10 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 | 建物 6 |
| 株式会社星光堂薬局 | 午前 10 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 | 建物 7 |

3 変更する年月日

- ・上記2の(1)の変更：平成31年10月15日
(ただし、軽微な変更が認められた場合はその日以降)
- ・上記2の(2)の変更：平成31年2月15日

4 変更する理由

建物5において小売業を行う者を変更し、これに伴い施設の配置に係る事項の一部と開店、閉店時刻に変更が生じるため。

5 届出年月日

平成31年2月14日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市秋葉区産業振興課

7 縦覧期間

平成31年3月5日から平成31年7月5日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp